

沼津市消防団協力事業所表示証交付要領

この要領は、沼津市消防団協力事業所表示制度実施要綱（平成20年沼津市告示第160号）（以下「要綱」という。）の表示証の交付をするために必要な認定基準等の細目について定める。

第1 要綱第2条（用語の定義）関係

- (1) 「消防団協力事業所」における事業所等とは、民間企業等における個々の本店、支店等を示す。その他各種学校、各種協同組合（農業協、漁業協等）、特殊法人（金融公庫等）等における個々の本店、支店等を示す。
- (2) 「消防団長等」における消防団長、自治会長のほかその他の消防団活動を支援する者とは、消防団活動を身近に知り得る者としてまとい会長等を示す。

第2 要綱第3条（申請及び推薦）関係

- (1) 申請については、事業所等が自ら申請するものとし、原則として事業所等の単位ではなく個々の本店、支店等の単位とする。
- (2) 推薦については、「消防団長等」が市長に推薦するものとし、事前に事業所等の意思を確認する。
- (3) 事業所等による申請の場合は、消防団長の意見聴取を実施する。

第3 要綱第4条（認定基準）関係

- (1) 要綱第4条に掲げる認定基準は、次のとおりとする。

ア 同条第1号の「相当数」の基準は、事業所における勤務年数が2年以上かつ団員勤続年数2年以上である者を、次の「団員数割合」に示す団員数を雇用していること。

「団員数割合」

団員／従業員が、以下の人数以上であること。

【事業所規模】	【団員数】
従業員数 ～100人	2人以上
～500人	3人以上
501人～	5人以上

なお、団員数は満たないが、その他の基準に合致している場合は考慮する。

- イ 同条第2号の「積極的に配慮」の基準は、次に掲げるいずれかに該当すること。

- a 勤務期間中の出動・訓練等に関する配慮をしている。
 - b 消防団活動を行う際に、賃金等をカットしない等の配慮をしている。
 - c 消防団活動を行うことに対して、昇進や昇給等で不利に扱わない等の配慮をしている。
 - d 消防団活動について、内部規定などを定めている。
- ウ 同条第3号の「災害時等に資機材等の提供、協力」の基準は、災害時等における消防団に関する協定や覚書等を市町村等と締結していること。なお、資機材等の提供、協力の基準は、次のいずれかに該当すること。
- a 事業所所有の重機
 - b 事業所所有の防災資機材
 - c 事業所の敷地
 - d その他、消防活動上必要な資機材
- エ 同条4号の「地域の防災体制の充実強化等に貢献」の基準は、次のいずれかに該当すること。
- a 地域防災活動事業の支援金協力
 - b 消防分団への寄付
 - c その他消防団事業の推進に協力しているなど
- オ 本要領第1条における本店及び支店の取り扱いは、次のいずれかの基準に該当すること。
- a 本店・支店ごとに団員を基準以上雇用している場合→それぞれ
 - b 本店・支店ごとでは満たさないが、合算すると満たす場合→本店

(2) 認定方法は、次のとおりとする。

- ア 審査は、書面審査とする。
- イ 推薦があった場合は、事業所等の意思を確認し、審査結果を記録すること。
- ウ 当該事業所に消防関係法令の違反が無いかを確認すること。
- エ 他の市町村等に所在している事業所等を審査する場合は、事業所等の所在している市町村等に消防関係法令違反等が無いかを確認すること。

(3) 特例認定

- ア 第1項の基準に適合していること。
- イ 市長が特に協力していると認める場合。
- ウ 当該事業所の意思の確認の上、協力事業所として認定。

第4 要綱第5条（表示証の交付）

(1) 消防関係法令に違反がある場合は、交付できない。

(2) 交付する表示証は、次のとおりとする。

ア 表示証の仕様は、要綱第5条（第4号様式）のとおりとする。

イ 他の市町村等に所在している事業所等へ表示証を交付する場合は、事業所の所在している市町村等と協議の上、連名又は単独で交付する。この場合の、事務手続きは、別記「事務手続きのフロー」を参照すること。

ウ 「表示証」交付枚数 1枚

エ 「表示証」を交付するとき、「表示証交付書」（別記様式）も交付する。

第5 要綱第6条（表示証の表示）関係

同条第2項に掲げる活用のため、電磁方法による次のとおりの媒体を交付する。

ア 電子媒体（CD） 1枚

イ 媒体を活用する場合には、同率拡大又は縮小し、あらゆる媒体に掲載できる。なお、ホームページ等に掲載する際は、表示証を縮小するか、次のようにマーク、消防団協力事業所、交付市町村名、年月等のみの表示（下図）でも可能とする。

ウ 電子媒体を活用してマークを掲載する際は、コピーが容易にできないように画像複製防止策（HTML、暗号化、電子透かし等）を講ずることを依頼すること。

消防団協力事業所

表示証



沼 津 市

****年**月交付

第6 要綱第7条（表示の認定期間）関係

(1) 表示証の有効期間は、認定した日から2年間とするが、総務省消防庁表示証の交付を受けた事業所等については、総務省消防庁表示証の有効期間までとする。

- (2) 特に顕著な功績が認められる事業所等は総務省消防庁消防団協力事業所表示制度実施要綱に基づき、総務省消防庁に推薦することができる。
- (3) 表示証の更新を行う場合は、新規申請又は推薦と同様の手続きを行うものとし、協力事業所に対し、有効期間が満了する３０日前から表示継続の意思を確認する。

第７ 要綱第８条（表示の取消し）関係

- (1) 市長は、協力事業所が次のいずれかに該当したときは、表示証を取り消すことができる。

ア 事業を廃止又は休止したとき

イ 第４条の基準を満たさなかったとき

ウ 偽りその他不正な手段により表示証の交付を受けたとき

エ その他協力事業所としての表示が適当でないと認めるとき

- (2) 表示証を取り消す場合は、当該取り消しの理由を文書で事業所等へ通知するものとする。

- (3) 表示証の取り消しをされた事業所等は、速やかに、表示証を市長へ変換しなければならない。なお、電子媒体も変換するものとし、ホームページ等に掲載しているものも削除するよう依頼する。

第８ 要綱第９条（協力事業所の公表）関係

公表は、市の広報誌等を積極的に活用し広く公表する。

第９ 要綱第１０条（所掌）関係

この要領に関する事務は、危機管理課において行う。

付 則

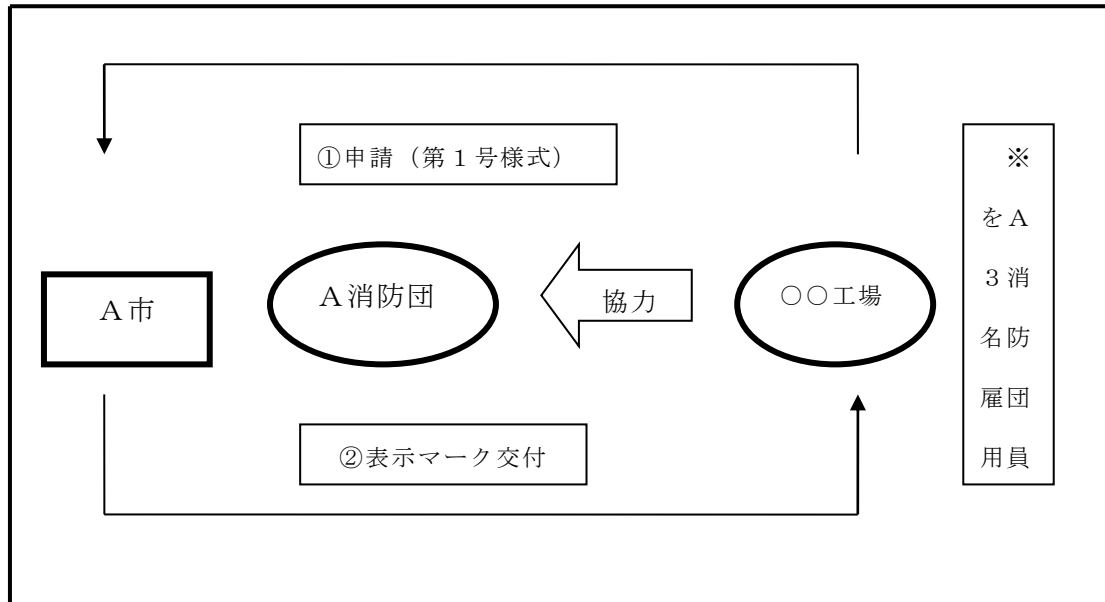
この要領は、要綱公示の日から施行する。

「事務手続きのフロー」

A市の事業所（〇〇工場）がA市のA消防団に協力している場合

●事業所所在地：A市

●A市（A消防団）：事業所（〇〇工場）の協力を受けている。

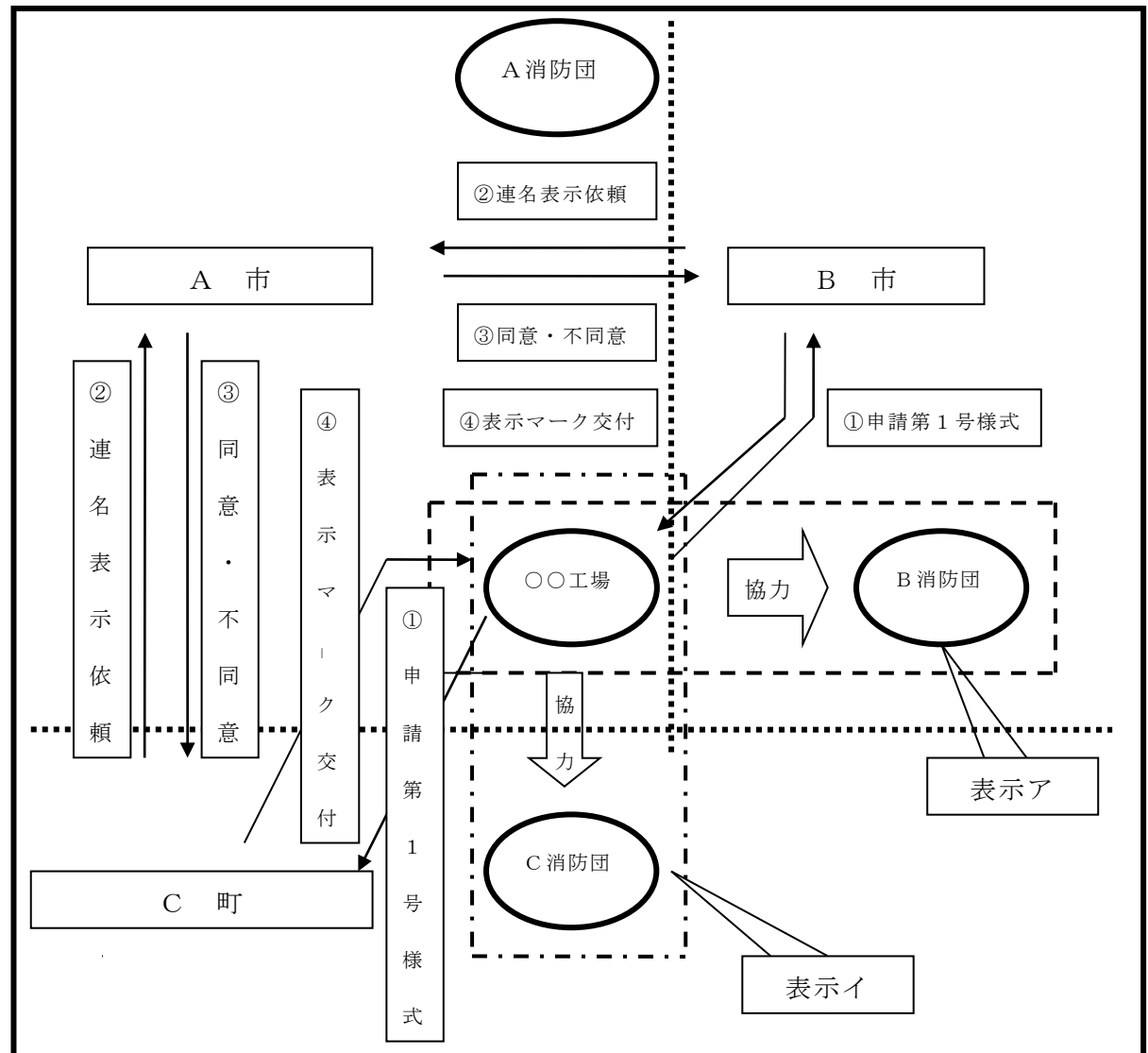


①：事業所（〇〇工場）がA市に表示申請（第1号様式）

②：内容を確認しA市が表示マークを作成して事業所（〇〇工場）に表示

A市の事業所（〇〇工場）がB市のB消防団とC町のC消防団に協力している場合

- 事業所所在地：A市
- A市（A消防団）：事業所（〇〇工場）の協力を受けていない。
- B市（B消防団）：事業所（〇〇工場）の協力を受けている。
- C町（C消防団）：事業所（〇〇工場）の協力を受けている。



- ①：事業所（〇〇工場）がB市とC町に表示申請（第1号様式）
- ②：B市並びにC町はA市に連名表示を依頼する。
- ③：内容を確認しA市は同意・不同意の決定をB市並びにC町に通知する。
- ④：A市が同意した場合、B市が表示ア、C町が表示イを作成して事業所（〇〇工場）に表示
- ※ 事業所（〇〇工場）はB消防団への協力を示す「表示ア」とC消防団への協力を示す「表示イ」を表示する。
- ※ A市が不同意の場合、B市、C町の単独での表示となる。

表示証交付書

殿

貴事業所は、沼津市消防団協力事業所表示制度に定める消防団協力事業所の認定基準に適合していると認めます。

よって、表示証を交付します。

記

1 所在地

2 名称

3 有効期限 〇〇年〇〇月まで

〇〇年〇〇月

沼津市長

〇〇 〇〇